

議案第3号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成22年1月14日

鳥取県教育委員会教育長 中永 廣樹

## 諮 問

### 鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成22年1月14日

鳥取県教育委員会  
委員長 上山 弘子

## 記

### 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

#### 保護文化財 「<sup>くわたししょうゆ</sup>桑田醤油」(倉吉市)

桑田醤油は、倉吉市打吹山の麓に広がる旧市街地を東西に走る本通りに面し、打吹玉川重要伝統的建造物群保存地区内に建つ。正面には、東側に大正期の建築と伝わる間口が広く背の高い2階建ての主屋、西側に明治の建築と伝わるやや背の低い2階建ての「格子の間」が並ぶ。通り沿いの敷地境には当地には珍しい卯建(うだつ)を設け、正面外観は黒味がかかった漆喰仕上げとし、町並みのアクセントとなっている。そのほか敷地内には多くの醤油醸造施設が建っているが、中でも背面の玉川沿いには現在も使われている醤油蔵が並び、これらは本通り沿いの主屋とあわせて倉吉の町並みには欠くことのできない要素となっている。



#### 保護文化財 「<sup>たかたしゅぞう</sup>高田酒造」(倉吉市)

高田酒造は、桑田醤油と同じく本通りに沿って、伝建地区の西方に位置する。本通りに南面した主屋から背面の玉川の土蔵まで、間口に対して奥行きが深い敷地に複数の棟を配しており、これらのほとんどが国の登録有形文化財(建造物)に登録されている。

棟札から天保14年(1843)の建築であることが確認されている主屋は、部屋の配置や、彫刻を施された腕木など、倉吉の町屋の特徴を良く伝え、保存状態も良い。

また、主屋の西側に位置する、本通りから玉川沿いまで続く仕込み蔵のほか、玉川沿いに建つ醸造施設では現在も酒造りが行われており、景観上だけでなく産業施設の歴史を知る上でも重要である。



## 2 鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づく下記の名勝の指定について

### 名勝 「<sup>くわたしていえん</sup>桑田氏庭園」(倉吉市)

倉吉市東仲町の重要伝統的建造物群保存地区内に位置する桑田家は、明治以降現在に至るまで醸造業を営む老舗である。その庭園は、建造物と一体となって今日まで良好に保存されている。

庭園は、茶室の露地も兼ねる坪庭と、母屋の裏手の土蔵群との間の中庭から成る。中庭は中央の客人用の厠へ至る渡り廊下によって東西2つに区画される。東側は日常生活空間である居間に面しており、主庭となる西側は、客間に面している。

いずれも座敷側の景石や植栽を低く抑え、庭の奥に築山を築き高木を配置するなど、平庭ながら立体感を創出した庭である。中でも西側の庭は灯籠を多く配置し、巧みな景石の配置を行うなど、客人を迎えるにふさわしい庭園である。

桑田氏庭園は近代和風建築に伴う庭園として良好な状態を保っており、鳥取県中部における近代庭園の特徴を伝える事例として貴重なものである。



### 名勝 「<sup>たかたしていえん</sup>高田氏庭園」(倉吉市)

倉吉の町屋が立ち並ぶ西仲町に位置する高田家は天保年間より醤油業を営み、明治以降は代々酒造業を営んでいた。現存する母屋は天保14年の築造である。

庭園は敷地の中央部、母屋と蔵の間にある。庭園は南北に長く、南北でその様相を異にする。北側は茶室を中心とする内露地であり、比較的小振りの飛石が打たれている。待合は、蔵の板壁を利用した付庇の簡素なものである。この茶室および露地は明治初年の家相図には描かれておらず、茶会の記録がある明治23年までの間に新たに設けられたものであると推定される。

南側は母屋座敷に面した庭園で、明治初年の家相図に「築山」と記される。現在も座敷からみて正面奥にはやや低い築山と立石(宇野石)が配されている。庭園の南側は母屋建築時に同時に営まれたものと思われるが、茶室の新設に伴って外露地として改修された可能性も考えられる。座敷に近い近景は石灯籠・縁先手水鉢・飛石が主たる景観構成となっており、京都の町家の座敷庭と共通する意匠を見せている。園路には、やや小振りな丸石と大振りな自然石の踏み分け石、伽藍石など変化に富んだ飛石が用いられている。

高田氏庭園は、近世町屋の庭園と主屋のあり方を窺える点において希少であるとともに、これを継承して茶室と露地庭を新たに付加した近代庭園としても貴重な存在といえる。

